

平成14年11月12日

報道機関 各位

広島大学総務部大学情報室長
西 田 良 一

第一回 広島大学長表彰被表彰者の決定について

広島大学の理念に沿った顕著な功績を上げ広島大学の発展に貢献した学内外の個人又は団体を表彰する「広島大学長表彰」の被表彰者に、別紙の5名の方が決まりました。この学長表彰は、牟田学長の発案により、今年新たに設けられたものです。なお、授与式は下記のとおり行われる予定です。

記

日 時 平成14年11月25日(月)11時～
場 所 広島大学 学士会館 レセプションホール (2階)

【お問い合わせ先】

広島大学総務部人事課職員係長

小 山 政 俊

TEL: (0824) 24-6024

(ダイヤルイン)

[発信枚数; A4版 3枚(本票含む)]

○[被授与者一覧](#) ○[大学長表彰要項](#)

第一回広島大学長表彰被表彰者及び表彰理由

(五十音順)

1 株式会社サタケ代表・広島大学名誉博士 佐 竹 利 子

財団法人広島大学後援会の設立に尽力し、本学の教育研究並びに国際交流の推進に寄与するとともに、本学50周年記念事業として企画した多目的ホールの建設に多大な貢献をされるなど、その顕著な功績により本学の発展に貢献されました。

2 大学院教育学研究科 教授 佐 藤 眞 典

イタリアの中世における成り立ちを独創的に述べた著書「中世イタリア都市国家成立史」で高い評価を受けられ、所属学会はもとより広く学会に本学の名を知らしめるなど、その顕著な功績により本学の発展に貢献されました。

3 大学院教育学研究科 教授 沼 本 克 明

漢字の字音についての新しい見解を体系的に述べた著書「日本漢字音の歴史的研究―體系と表記をめぐって―」で高い評価を受けられ、所属学会はもとより広く学会に本学の名を知らしめるなど、その顕著な功績により本学の発展に貢献されました。

4 広島市病院事業管理者・広島大学名誉教授 原 田 康 夫

卓越した学術研究業績に加えて、医学部附属病院長及び医学部長並びに学長を務め、統合移転を始めとする大学改革の推進等に多大の貢献をされるなど、その顕著な功績により本学の発展に貢献されました。

5 (元)大学院理学研究科 教授 宮 村 修

フェニックス入学制度の導入など先駆的な事業の推進において、指導的な役割を担うとともに、教務委員会委員長等を務め、教育改革・教育カリキュラム改革に貢献され、その顕著な功績により本学の発展に貢献されました。

広島大学学長表彰要項

(要旨)

- 第1 この要旨は、広島大学の発展に貢献した教職員及び学外の個人並びにこれらの者を構成員とする団体(以下「学内外の個人等」という。)に対する広島大学学長表彰(「学長表彰」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

- 第2 学長表彰は、次のいずれかに該当する学内外の個人等について行う。
- (1) 社会活動において、顕著な功績があったと認められるもの
 - (2) 教育研究活動において、顕著な功績があったと認められるもの
 - (3) 課外活動の振興に顕著な功績があったと認められるもの
 - (4) 医療活動において、顕著な功績があったと認められるもの
 - (5) 教育研究等支援活動において、顕著な功績があったと認められるもの
 - (6) 大学改革の推進等において、顕著な功績があったと認められるもの
 - (7) その他全各号と同等の功績等により学長表彰に値すると認められるもの

(被表彰者の決定)

- 第3 広島大学学長(以下「学長」という。)は、第2の各号のいずれかに該当すると認めた時は学長表彰を受ける学内外の個人等(以下「被表彰者」という。)を決定する。ただし、各部局長、各学内共同教育研究施設(国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第20条の3に規定する施設をいう。)の長、全国共同利用施設(同令第20条の4に規定する施設をいう。)の長、附属学校部長及び保健管理センター所長並びに事務局長から、第2の各号のいずれかに該当すると認めるものとして学長に推薦されたものについても、決定することができる。
- 第2 前項ただし書に規定する推薦は、毎年9月末日までに行う。

(表彰の方法)

- 第4 学長表彰は、学長が被表彰者に表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

- 第5 学長表彰は、原則として毎年11月におこなう。

(事務)

- 第6 学長表彰に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

- 第7 この要項にも定めるもののほか、学長表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則
この要項は、平成14年6月18日から施行する。